



インフルエンザ予防接種 のお知らせ!!

インフルエンザの予防接種が始まっています

これから寒くなり、インフルエンザが流行する季節になります。インフルエンザを予防するには予防接種を受けることがとても有効な手段です。今年は、3価ワクチン(季節性と新型の混合)と1価ワクチン(新型のみ)のどちらかを選ぶことができます。かかりつけの医療機関にご相談ください。



- **接種期間** 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで(できる限り12月中旬までに受けてください)
- **接種料金** ①65歳以上及び60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程度の障がいを持つ人=1,000円②一般の人=全額自己負担
※料金は病院によって異なります
③次に該当する人は年齢にかかわらず接種料金が無料になります。▷生活保護世帯(診療依頼書が必要)▷町民税非課税世帯の人(予防接種用非課税世帯証明書が必要=役場保険健康課で発行します)
※証明書がない場合は有料となりますので、ご注意ください
- **接種できる医療機関** ほとんどの医療機関(内科・小児科等)で接種できます。できるだけかかりつけの医療機関で予約をして予防接種を受けてください。ただし、指定医療機関に指定されていない病院では、接種することができませんのでご注意ください



保健師からの健康ワンポイント

風邪をひかないためには、もともと体がもっている免疫力を高める必要があります。①血の巡り(血行)の改善②体を動かす③体を温める④体を冷やさない⑤栄養補給⑥食べる⑦水分補給⑧ウイルス対策(手洗い・うがい)等を取り入れ、普段どおりの生活を心がけましょう。また、インフルエンザの予防接種を受けることも、ある程度の効果が見込まれます。

乳幼児健診・相談

11月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期日	対象児
4か月健診	11月11日(木)	平成22年6月17日から平成22年7月14日生まれ
7か月健診	11月25日(木)	平成22年4月2日から平成22年4月29日生まれ
12か月健診		平成21年11月1日から平成21年11月30日生まれ
1歳半健診	11月4日(木)	平成21年4月8日から平成21年5月4日生まれ
3歳児健診		平成19年10月8日から平成19年11月4日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	11月24日(水)	平成22年9月28日から平成22年10月25日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)



予防接種

■BCG予防接種

- ▷4か月健診のときに一緒に行います
- ▷接種期間 生後6か月未満
- ▷ところ 総合福祉センター保健棟

期日	時間
11月11日(木)	午後1時30分から2時まで
12月9日(木)	

■ポリオ予防接種

- ▷ポリオの予防接種は2回受けてください
- ▷対象者 生後3か月から90か月未満
- ▷ところ 総合福祉センター保健棟

期日	時間
11月26日(金)	午後1時30分から2時まで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 11月10日、17日、24日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日が交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟 ● **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)・印かん

Support

国民年金からの
お知らせです。

年金の
そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番



年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保 険料）控除証明書」を

国民年金保険料は
社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額

を証明する書類の添付等
が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が日本年金機構から11月上

旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に

送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯
で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を

納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社

会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も、申告する人の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、お近くの年金事務所（全国312カ所）、または「控除証明書専用ダイヤル」（0570・070・117）のご利用をお願

いします。
* 社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

扶養親族等申告書の 提出をお忘れなく

老齢年金等（老齢または退職を支給事由とする年金）には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります（障害年金や遺族年金には税金はかかりません）。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額のみです（65歳未満の人は百八万円以上）。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金に係る源泉徴収の際はこの控除を受けるためには、あ

らかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」（以下、「扶養親族等申告書」といいます）を日本年金機構に提出しなければなりません。

ん。

この扶養親族等申告書は、毎年11月上旬までに日本年金機構から対象となる年金受給者の人に送付されます。必要事項を記入の上、12月1日までに日本年金機構にお忘れなく提出してください。

また、扶養親族等申告書が届かない場合や、なくしてしまった場合などには、日本年金機構のホームページをご覧ください（申請書をダウンロードすることができま

す）、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」（0570・05・1165）にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

